

20歳を迎えた皆さんへ

## 国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったりとき、働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられています。

**将来の大きな支えになります**  
国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

**老後のためだけのものではありません**

国民年金には、年をとったときの**老齢年金**のほか、病気や事故で障害が残ったときの**障害年金**、また、加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取れる**遺族年金**もあります。

2月はお得な前納制度の申し込み月



## 国民年金保険料の割引制度

## 学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合は、保険料の納付が猶予される制度です。

対象は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等

学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

## 納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

## ▼手続き・問い合わせ先

住民課 保険室

☎ 26・2249（直通）

渋川年金事務所 国民年金課

☎ 22・1607

## 国民年金

書・国民年金保険料納付書など  
クレジットカード納付

クレジットカードによる納付で前納すると、現金で前納する場合よりもお得です。2年・1年・6ヶ月前納の中から選べます。

※有効期限を迎えるクレジットカードは、更新時に改めて手続きが必要な場合があります。ご注意ください。

詳しく述べ、日本年金機構ホームページをご覧いただぐか、お問い合わせください。

**早割制度**  
□座振替の指定口を納付期限より1ヶ月早めると、保険料が割引になります。納め忘れの心配もなく、安心・確実です。希望する人は、**金融機関または年金事務所へ申し出でください。**

**▼問い合わせ先**  
渋川年金事務所 国民年金課  
☎ 22・1607

## 国民年金

## 病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったりとき、働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付



## 前納制度

書・国民年金保険料納付書など  
クレジットカード納付

一括して納めると、保険料が割引になります。また、□座振替で前納すると、現金で前納する場合よりもお得です。2年・1年・6ヶ月前納の中から選べます。

希望する場合は、必要なものを持参の上、**2月27日（金）までに**金融機関または年金事務所へ申し出でください。

※有効期限を迎えるクレジットカードは、更新時に改めて手続きが必要な場合があります。ご注意ください。

詳しく述べ、日本年金機構ホームページをご覧いただぐか、お問い合わせください。

**早割制度**  
□座振替の指定口を納付期限より1ヶ月早めると、保険料が割引になります。納め忘れの心配もなく、安心・確実です。希望する人は、**金融機関または年金事務所へ申し出でください。**

**▼問い合わせ先**  
渋川年金事務所 国民年金課  
☎ 22・1607

## 国民年金

## 病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったりとき、働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付

## 国民年金

## 病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったりとき、働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付



届け出を忘れずに

## 国民健康保険の加入・離脱

### 届け出に必要なもの

□個人番号が分かるもの □本人確認書類(運転免許証など)

※その他届け出に応じて必要なものがあります。詳しくは以下の表をご覧ください。

届け出が必要なとき		上記の他に届け出に必要なもの
加入	他の市区町村から転入してきた/子どもが生まれた	
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	●社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなった	●保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成された(在留期間が3ヶ月を超えるなど)	●特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書) ●パスポート
離脱	他の市区町村に転出する/死亡した	●「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	●町国保の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 ●加入した職場の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」(認定日が記入されたもの)
	生活保護を受けるようになった	●町国保の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 ●保護開始決定通知書
その他	住所・世帯主・氏名などを変更した	●「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
	修学のため他の市区町村に転出し、町の資格情報のお知らせなどが必要	●「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 ●在学証明書または学生証の写し

※「資格情報のお知らせ」の代わりに、マイナーポータルの資格情報(来庁の場合は印刷、電子申請(離脱のみ)の場合はダウンロードファイルを添付)でも可

国民健康保険(国保)の加入・離脱には、異動があった日から14日以内に届け出が必要です。  
マイナンバーカードと保険証を紐付けていても届け出は必要です。なので、ご注意ください。加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があり、離脱の届け出が遅れる

と、納める必要のない国保税が課税され続けてしまう場合があります。忘れずに届け出をしてください。

### ▼問い合わせ先

住民課 保険室  
☎ 26・2249  
(直通)



▲国保離脱の手続きはスマホなどからも可能です



人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドック(入間ドック併用)です。

※脳ドックのみ受診した場合や、町の健診を受けた場合、人間ドック補助金を受けることはできません。

▼対象(次のそれぞれ2つを満たす人)

●受診日現在、国保の被保険者で、30歳以上の人  
●申請日時点で国保税を滞納していない人

■**国民健康保険(国保)加入者**

●受診日現在、国保の被保険者で、30歳以上の人  
●申請日時点で国保税を滞納していない人

■**後期高齢者医療保険加入者**

●受診日現在、町に住所がある被保険者  
●申請日時点で後期高齢者医療保険料を滞納していない人

▼**申請期限** 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和8年3月中に受診する人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は令和8年4月30日(火)までに追加で持参してください。

※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼**申請・問い合わせ先**

住民課 保険室  
☎ 26・2249 (直通)

## 人間ドック補助金(令和7年度分)

健康の保持・増進のため

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドック(入間ドック併用)です。

※脳ドックのみ受診した場合や、町の健診を受けた場合、人間ドック補助金を受けることはできません。

▼**受診期間**

受診後、次のものを保険室に持参してください。

□人間ドック健診料の領収書  
□健診結果(一式)  
□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼**助成金額** 2万円

※健診料が2万円以下の場合は支払った金額まで

▼**申請方法**





● プラは黄色袋で出しましょ

## プラスチック類の分別にご協力お願いします



期間は2月13日(金)～26日(木)です

分別されたプラスチック類はごみではなくリサイクルされます。まだ可燃ごみで排出している人は、最初は卵のパックやお菓子の袋だけでもよいので、プラスチック類の分別にご協力をお願いします。

### ▼収集日 毎週水曜日

### ▼対象品目 容器包装プラスチック(食品

住民課 住民環境室  
☎ 26・22245(直通)

### ▼問い合わせ先

住民課 住民環境室  
☎ 26・22245(直通)

### ▼問い合わせ先

● プラスチック使用製品(バケツ、タッパー、クリアファイルなど)

トレイ、お弁当容器、洗剤容器など)

※プラスマークがあるものは全て対象

● プラスチック使用製品(バケツ、タッパー、クリアファイルなど)

この度、町では、用途地域、特定用途制限地域、地区計画および都市計画施設(道路及び公園)に係る都市計画案を作成し、関係図書を縦覧することとしました。

● 吉岡都市計画道路の変更(3・6号溝祭北下線ほか3路線の変更)  
● 吉岡都市計画公園の決定(3・1号下八幡はるかぜ公園ほか1公園の決定)

### ▼問い合わせ先

建設課 都市建設室  
☎ 26・22278(直通)

リチウムイオン電池などを捨てる際は役場窓口へ



縦覧は次の通り実施しますので、この案に意見がある人は、縦覧期間中に住所、氏名および意見を書いて、建設課都市建設室窓口にご提出ください。

意見書の書式は、町ホームページからダウンロードするか、建設課都市建設室窓口でお受け取りください。

### ▼期間

2月13日(金)～26日(木)

※開庁時間内に限ります。

### ▼場所

建設課 都市建設室

### ▼問い合わせ先

建設課 都市建設室  
☎ 26・22278(直通)

● 吉岡都市計画用途地域の変更(駒寄スマートIC西側周辺地区の追加)

全国的にリチウムイオン電池などが原因の火災事故が多発しています。ごみ収集車で圧縮されたり、ごみ処理施設の破碎機で衝撃が加わったりすることでお発火するため、絶対に家庭ごみでは出さないでください。

### ▼回収場所

住民課 住民環境室  
☎ 26・22245(直通)

